

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 平成11年12月24日条例第50号</p> <p>(特定建築物環境計画書の作成等)</p> <p>第127条の4 床面積(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積。以下同じ。)の合計が2,000平方メートル以上の建築物であって規則で定める建築物(以下「特定建築物」という。)の新築等をしようとする者(以下「特定建築主」という。)は、建築物環境配慮指針に基づき、次に掲げる事項を記載した特定建築物に係る環境負荷低減措置等及び当該環境負荷低減措置等についての特定建築物に係る環境性能の評価に関する計画書(以下「特定建築物環境計画書」という。)を作成し、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法<u>第18条第2項若しくは第4項の規定による</u>計画の通知をしようとする日の21日前までに、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 特定建築物の名称及び所在地 (3) 特定建築物の概要 (4) 特定建築物に係る環境負荷低減措置等に関する事項 (5) 前号に規定する環境負荷低減措置等についての特定建築物に係る環境性能の評価に関する事項 (6) その他規則で定める事項</p> <p>2 市長は、特定建築物環境計画書の提出があったときは、前項第2号から第5号までに掲げる事項その他の規則で定める事項(以下「計画書公表事項」という。)について公表するものとする。</p>	<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 平成11年12月24日条例第50号</p> <p>(特定建築物環境計画書の作成等)</p> <p>第127条の4 床面積(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積。以下同じ。)の合計が2,000平方メートル以上の建築物であって規則で定める建築物(以下「特定建築物」という。)の新築等をしようとする者(以下「特定建築主」という。)は、建築物環境配慮指針に基づき、次に掲げる事項を記載した特定建築物に係る環境負荷低減措置等及び当該環境負荷低減措置等についての特定建築物に係る環境性能の評価に関する計画書(以下「特定建築物環境計画書」という。)を作成し、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法<u>第18条第2項に規定する</u>計画の通知をしようとする日の21日前までに、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 特定建築物の名称及び所在地 (3) 特定建築物の概要 (4) 特定建築物に係る環境負荷低減措置等に関する事項 (5) 前号に規定する環境負荷低減措置等についての特定建築物に係る環境性能の評価に関する事項 (6) その他規則で定める事項</p> <p>2 市長は、特定建築物環境計画書の提出があったときは、前項第2号から第5号までに掲げる事項その他の規則で定める事項(以下「計画書公表事項」という。)について公表するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(特定外建築物環境計画書の作成等)</p> <p>第127条の8 床面積の合計が2,000平方メートル未満の建築物であって規則で定める建築物（以下「特定外建築物」という。）の新築等をしようとする者（以下「特定外建築主」という。）は、建築物環境配慮指針に基づき、次に掲げる事項を記載した特定外建築物に係る環境負荷低減措置等及び当該環境負荷低減措置等についての特定外建築物に係る環境性能の評価に関する計画書（以下「特定外建築物環境計画書」という。）を作成し、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法<u>第18条第2項若しくは第4項の規定による</u>計画の通知をしようとする日の21日前までに、市長に提出することができる。</p> <p>(1) 特定外建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 特定外建築物の名称及び所在地</p> <p>(3) 特定外建築物の概要</p> <p>(4) 特定外建築物に係る環境負荷低減措置等に関する事項</p> <p>(5) 前号に規定する環境負荷低減措置等についての特定外建築物に係る環境性能の評価に関する事項</p> <p>(6) その他規則で定める事項</p> <p>2 第127条の4第2項及び第127条の5から前条までの規定は、特定外建築物環境計画書の提出があった場合について準用する。この場合において、第127条の4第2項及び第127条の5から前条までの規定中「特定建築物環境計画書」とあるのは「特定外建築物環境計画書」と、第127条の5から前条までの規定中「特定建築物の」とあるのは「特定外建築物の」と、第127条の5第1項中「特定建築主」とあるのは「特定外建築主」と読み替えるものとする。</p>	<p>(特定外建築物環境計画書の作成等)</p> <p>第127条の8 床面積の合計が2,000平方メートル未満の建築物であって規則で定める建築物（以下「特定外建築物」という。）の新築等をしようとする者（以下「特定外建築主」という。）は、建築物環境配慮指針に基づき、次に掲げる事項を記載した特定外建築物に係る環境負荷低減措置等及び当該環境負荷低減措置等についての特定外建築物に係る環境性能の評価に関する計画書（以下「特定外建築物環境計画書」という。）を作成し、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法<u>第18条第2項に規定する</u>計画の通知をしようとする日の21日前までに、市長に提出することができる。</p> <p>(1) 特定外建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 特定外建築物の名称及び所在地</p> <p>(3) 特定外建築物の概要</p> <p>(4) 特定外建築物に係る環境負荷低減措置等に関する事項</p> <p>(5) 前号に規定する環境負荷低減措置等についての特定外建築物に係る環境性能の評価に関する事項</p> <p>(6) その他規則で定める事項</p> <p>2 第127条の4第2項及び第127条の5から前条までの規定は、特定外建築物環境計画書の提出があった場合について準用する。この場合において、第127条の4第2項及び第127条の5から前条までの規定中「特定建築物環境計画書」とあるのは「特定外建築物環境計画書」と、第127条の5から前条までの規定中「特定建築物の」とあるのは「特定外建築物の」と、第127条の5第1項中「特定建築主」とあるのは「特定外建築主」と読み替えるものとする。</p>